

# 一般競争入札公告

令和6年6月27日

社会福祉法人 日生会

理事長 佐土原 護

社会福祉法人 日生会の発注する「養護老人ホーム浜美荘 屋根改修工事」について、  
下記のとおり一般競争入札を公告します。

## 記

### 1 工事概要

- (1) 工事名称 養護老人ホーム浜美荘 屋根改修工事
- (2) 工事場所 熊本県上益城郡山都町上寺 2178-5
- (3) 工事種別 屋根改修工事
- (4) 工事内容 建築工事一式
- (5) 工事期間 契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで
- (6) 建物概要
  - 構造規模 鉄骨造+鉄筋コンクリート造 地上2階建・一部平屋
  - 建物用途 養護老人ホーム
  - 敷地面積 10,866.23 m<sup>2</sup>
  - 建築面積 2,237.73 m<sup>2</sup>
  - 延床面積 2,587.19 m<sup>2</sup>

## 2 入札方法等

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 入札方法   | 一般競争入札 |
| (2) 入札予定価格 | 有（非公表） |
| (3) 最低制限価格 | 有（非公表） |
| (4) 入札保証金  | 無（免除）  |

## 3 入札参加資格等

次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、熊本県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 熊本県工事入札参加者資格認定「建築一式工事」において B ランク以上であること。
- (4) 公告日から落札決定までの間に、熊本県の建設業法の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの間に、熊本県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。
- (7) 当該工事に二級建築施工管理技士と同等以上の資格を有し、配置できること。

#### 4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

(1) 受付期間

公告日から令和6年7月12日（金）17時まで（土日祝日を除く）

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 建設業許可通知証の写し

エ 熊本県工事入札参加者資格審査認定書の写し

※ アの様式は、下記の間い合わせ先に電子メールで請求のこと。

※ 提出書類は返却いたしません。

(3) 提出方法

入札希望の方は（1）の期日までにFAXまたはメールで申し込みを行い、原本は速やかに郵送すること。

(4) 提出・問合せ先

社会福祉法人 日生会

〒861-8030 熊本県熊本市東区小山町 1781 番地

電話：096-389-5177 FAX：096-380-7037

メール：[nisseikai@k-nisseikai.jp](mailto:nisseikai@k-nisseikai.jp) 担当者：総務課 小屋迫

※間い合わせ時間は10時から16時までとする。（土日祝日を除く）

#### 5 一般競争入札参加資格等確認通知及び設計図書等の配布

(1) 入札参加資格等確認審査後、全ての業者に参加資格の有無について書面で通知する。

(2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等（入札等書式、図面）を令和6年7月16日（火）までに郵送する。なお、現場説明会は行わない。

(3) 設計図書等に質疑がある場合は、下記期日までに上記のメールアドレスへ送付すること。

- ① 質疑期限 令和6年7月29日（月）17時まで
- ② 回答期限 令和6年8月2日（金）までに、入札参加が認められた者すべてにメールにより通知する。

## 6 入札日程

- ・日時：令和6年8月9日（金）10時から  
（9時45分から9時55分までに受付を完了すること）
- ・入札場所  
水前寺共済会館グレースシア  
熊本市中央区水前寺1丁目33-18 TEL：096-383-1281
- ・入札方法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函
- ・開札：入札後即開札

## 7 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札日前日までに入札辞退届をメールにて申し出ること
- (4) 入札参加にあたっては、入札日当日に工事費内訳書を提出すること。落札者は、入札日当日に工事費内訳書を提出すること。
- (5) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
  - ② 次に掲げる入札書による入札

- ア 入札者の押印がない入札書
- イ 入札金額を訂正した入札書
- ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
- エ 押印された印影が明らかでない入札書
- オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書

③ 次に掲げる入札をした者がした入札

- ア 代理人で委任状を提出しない者
- イ 他人の代理を兼ねた者
- ウ 二以上の入札書を提出した者
- エ 二以上の者の代理をした者

④ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

⑤ 不備な工事費内訳書を提出した者がした入札

⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑦ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

⑧ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑨ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(6) 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(7) その他

- ① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。
- ② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。
- ③ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- ④ 入札は当法人の理事、監事及び評議員の立ち合いによるものとする。

## 8 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再入札を実施する。再入札は3回まで実施する。ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再入札は行わない。また、再入札に参加する者が1者のみとなった場合の再々入札は、当該再々入札のみとし、その後の再入札は行わない。なお、前回入札で最低制限価格に満たない者は再入札に参加できないものとする。
- (3) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。(くじ引きの方法は棒引きとする。)

## 9 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (4) 一括下請負契約を行わないこと。
- (5) 本契約の締結は、当法人の理事会の承認を受けた後とする。
- (6) 建設業法(昭和22年法律第54号)及び独占禁止法に抵触する行為を行わないこと。
- (7) 請負代金の支払いは完成払いとする。
- (8) その他詳細事項については、入札説明書等により別に定めるとおりとする。

## 10 その他

公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。